

枚方信用金庫は、街道文化の正確な伝承と街道を活かした地域活性化を応援しています。



大坂高麗橋

優遇 利息

令和6年 6月26日(水) ~ 令和6年 10月31日(木)

東海道五十七次整備四百年 記念定期預金

東海道は「五十三次」ではなく、伏見・淀・枚方・守口の四宿を加えた「五十七次」です。



募集総額 200億円

期間 **5年**
利息優遇

年 **0.450%** (税引き前)

期間 **3年**
利息優遇

年 **0.350%** (税引き前)

期間 **1年**
利息優遇

年 **0.225%** (税引き前)

個人限定

- ◆ 証書式のみのお取り扱いとなります。
- ◆ 預入金額は1口あたり20万円以上3,000万円まで
- ◆ お客様毎の預入限度額は3,000万円までとなります。

※なお、市場情勢等により、預金金利を変更する場合がございます。預入時の金利につきましては窓口にてご確認ください。

● 店舗営業エリア外にお住まいかつ店舗営業エリア外にお勤めの場合、原則として本定期預金の作成時における口座開設その他のお取引をお断りさせていただきます。

● 原則、満期日前の解約はできません。やむを得ず満期日前に解約される場合は、解約日現在の普通預金利率により中途解約利息を計算します。

● この定期預金は預金保険が適用されます。(同保険の範囲内で保護されます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる預金利息には「復興特別所得税」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

詳しくはお近くの「ひらしん」まで
お問い合わせ下さい

<https://www.hirakata-shinkin.co.jp/>



枚方信用金庫
Hirakata Shinkin Bank



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

利息優遇定期預金 (東海道五十七次整備四百年記念定期預金)

(令和6年6月26日現在)

1 商品名	・ 利息優遇定期預金 (東海道五十七次整備四百年記念定期預金)
2 販売対象	・ 個人限定
3 預入期間	・ 定型方式：1年、3年、5年
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1口あたり20万円以上3,000万円まで お客様毎の預入限度額は3,000万円までとなります。 ※ 1口の預入金額が1,000万円を超える場合は、満期時に大口預金への切替手続きが必要となります。 ・ 1円単位
5 取扱期間	・ 令和6年6月26日～令和6年10月31日 預入総額が200億円に達した場合、募集を終了する予定です。
6 払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
7 利息 適用金利 計算法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 (預入時の利率を満期日まで適用します。) 1年物：0.225% 3年物：0.350% 5年物：0.450% ・ 預入時のお申し出により、自動継続 (※元金継続または元利金継続) の取扱いができます。 ※元金継続の場合は利息を振替する為の普通預金が必要となります。 なお、自動継続後の利率は、継続日時点のスーパー定期預金の店頭表示金利となります。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・ 預入日の3年後または5年後の応当日を満期日とした預金の場合、その利息は約定日数及び約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算します。
8 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には年20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、年20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
9 付加できる特約事項	・ マル優の取扱いができます。
10 制限事項	・ 証書式のみでの取扱いで、総合口座、通帳式での取扱いはできません。
11 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算した中途解約利息とともに支払います。
12 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス統括部 (9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・ 当金庫営業エリア外にお住まい且つ当金庫営業エリア外にお勤めの場合、原則として口座開設その他のお取引をお断りさせていただきます。